

- 1 日時 令和7年8月21日(木) 午後7時から午後8時50分まで
- 2 会場 米原市役所 本庁舎 コンベンションホール
- 3 出席委員 吉田正子会長、佐野洋史副会長、箕浦政直委員、鈴木雄市委員、山形寛史委員、田中亜里紗委員、加賀井和幸委員、山根史考委員、杉本里美委員、岡島弘典委員、高田忍委員、和田健二郎委員
- 4 会長・副会長の選任について
資料1に基づき、委員の互選により会長に吉田正子委員、副会長に佐野洋史委員を選任
- 5 議事録署名人の指名について
杉本里美委員、岡島弘典委員を指名
- 6 協議事項等について
(1) 国民健康保険事業の概要について

資料2により、国民健康保険（以下「国保」という。）事業の概要について事務局から説明

【意見等1】米原市の国民健康保険税（以下「国保税」という。）は県内市町と比較して、どのような位置にあるのか。

⇒【事務局】本市では、本協議会の意見等を踏まえて、本市国民健康保険事業基金を活用し、将来の保険料水準の統一を見据え、できる限り保険税の激変が生じないように、概ね均等な伸び率で段階的に税率を引き上げることとし、令和7年度においては令和6年度の一人当たり国保税額の5.3%増に抑制することとして税率を改定しており、本市の国保税率は県内市町の中では比較的低い状況にある。

【意見等2】殆どの市町で県が示す標準保険料を下回っているが、標準保険料はどのように示されているのか。国保税（料）の激変に対応するために県全体で財政を担い、保険料水準の統一を図る趣旨はわかるが、統一のために保険税（料）が上がるのは如何か。

⇒【事務局】関係法令の規定により、県は、県全体で必要な納付金（保険給付費等を賄うために必要な額から国公費等を差引いた額）の納付に必要な額を標準保険料として各市町に示し、市町は標準保険料を参考に国保税（料）率を定めることとされており、本来は、標準保険料に則して国保税（料）率を定める必要がある。

県全体において一人当たり保険給付費が年々増加している中、本市同様に、県内市町においても様々な調整等をされているものと思われる。

【意見等 3】国保税（料）は激変するものなのか。

⇒【事務局】近年、全国的に高齢化や社会保険の適用拡大等の影響により、国保の被保険者数は減少している一方で、高齢化や医療の高度化等を背景に、一人当たりの保険給付費は高い水準で推移しており、本県においても、毎年、数千万円程度の高額な保険給付が発生している旨を確認している。

本市においても、国保の被保険者数は大幅に減少している一方で、一人当たり医療費は増加傾向で推移している。今後も被保険者数は大幅に減少すると考えられる中、高額な保険給付が発生した際には、小規模な保険者ほど保険税（料）が急増するリスクが高まることとなり、今後の国民健康保険の安定的な運営のため、県内市町との保険料水準の統一を図り、支え合いを行うことが必要と考えている。

（2）令和 6 年度米原市国民健康保険事業特別会計決算について

資料 3 により、令和 6 年度米原市国民健康保険事業特別会計決算について事務局から説明

（3）保健事業の取組「第 3 期米原市保健事業実施計画（データヘルス計画）、第 4 期特定健康診査等実施計画」について

資料 4 により、保健事業の取組「第 3 期米原市保健事業実施計画（データヘルス計画）、第 4 期特定健康診査等実施計画」について事務局から説明

【意見等 1】本市においては、LDL や血圧、糖代謝の有所見率が年々低下しているが、いわゆる年齢構成の推移は如何か。また、特定保健指導の実施率について、令和 5 年度の 67.7% というのは非常に高い数値だと思われるが、令和 6 年度に大きく低下しているがその理由は如何か。特定保健指導に ICT をどのように活用されているのか。

⇒【事務局】国保の年齢構成上、高齢者が多い中、平均的な年齢構成には大きな変化はないと考えている。特定保健指導の実施率が高い理由は、保健指導の実施に向けて担当職員間で定期的に進捗確認を行い、取り組んでいる効果と考えている。なお、令和 6 年度は 55% と低くなっているが、本数値は速報値であり、前年度の動向を考慮すると 60% 台の前半程度になると見込まれる。（減少の原因としては）本市は人口が少ないため、対象者の中で断られる方が複数人おられると実施率の減少幅が大きくなることも影響していると考えられる。なお、ICT の活用については、本市は被保険者数が少ない中、現時点では費用対効果の面から導入が難しいと考えている。

【意見等 2】保健指導の対象者はどのくらいおられるのか。

⇒【事務局】特定保健指導（の対象者）が令和 6 年度で概ね 200 人程度であり、それ以外の対象者が 350 人から 400 人程度おられる中、保健指導の実施率は、概ね、例年 7 割から 8 割程度である。

（4）その他（年間予定等）

資料 5 により、年間予定等について事務局から説明